

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)11月25日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

- 【1】X(信用保証協会)がY1の代位弁済につき、事後求償権または事前求償権に基づき、Y1に対し弁済金と同額の支払等を求めるところ、Xによる事前求償権の仮差押が事後求償権に対する消滅時効中断効があるとされ、事後求償権にもとづく請求が認容された事例(平成24年5月24日大阪高裁平成23年(ネ)第3120号、平成24年(ネ)第504号)
- 【2】違法な無限連鎖講を運営し破産した会社Aの破産管財人Xが、当該事業に参加し配当金を受け取っていたYに同配当金の返還を求めた事案。請求を認めるなら公序良俗に反する本件事業を行ったAに法律上の保護を与えることになるとして請求を棄却した(平成24年6月6日東京高裁平成24年(ネ)第1208号)
- 【3】実父母の同意のない状況下での特別養子縁組み申立却下審判に対する抗告申立事件において、父母による虐待、悪意の遺棄等のある場合は特別養子の要件を充たすが、本件の場合監護養育が不適切な状態にあるとは認められないと判断し抗告を棄却した(平成25年5月27日東京高裁平成25年(ラ)第820号)
- 【4】Y区長が本人についてなした成年後見開始の審判申立が認められたのに対し、本人の同居の息子が成年後見の要件を欠く等として抗告した事案。Xによる本人介護の状況は極めて不適切だが本人の判断能力が後見相当といえるかは疑問として本件を原審に差戻した(平成25年6月25日東京高裁平成25年(ラ)第693号)
- 【5】注文者Xと破産者A間の請負契約を、Aの破産管財人Yが破産法53条1項により解除し、未払請負代金を請求したところ、Xは請負契約上の約定賠償金との相殺を主張、注文者解除権による解除ではなく約定賠償金の発生はないとして、相殺の主張が認められなかった(平成25年8月22日札幌高裁平成25年(ネ)第213号)
- 【6】湯沸かし器の製造者は、修理委託先会社の従業員の行為(安全装置の改造)につき使用者責任を負わないが、当該改造による事故には予見可能性、結果回避義務もあったとして当該改造により発生した事故の損害につき不法行為責任を負うとされた(平成24年12月21日東京地裁平成19年(ワ)第31371号)
- 【7】豊胸目的の脂肪吸引手術の手術当日のキャンセル料は100%というシステム下で当日説明を受けたとしても説明義務の履行としては不十分として、被告医院の手技上の注意義務違反はないが、手術費用の全額と感謝料の支払いを命じた(平成25年2月7日東京地裁平成23年(ワ)第32929号)
- 【8】原告(被告学園高校の生徒)が、校長から受けた2回の指導等により抑鬱状態となり自主退学を余儀なくされたとして損害賠償を請求した事案。校長の指導中の発言は教育的指導の範囲を逸脱しておらず、違法とは評価できないとし請求を棄却した(平成25年2月15日広島地裁平成23年(ワ)第1256号)
- 【9】普通地方公共団体Y所有の公有地を信託財産とし、受託銀行Xが事業費を借り入れ信託期間中に収益により当該借入金を返済する再開発計画が頓挫したため、Xが固有財産から借入金を返済しYに当該返済分の補償を求めたところ、その請求が全部認められた事例(平成25年3月7日大阪地裁平成22年(ワ)第4664号)

(商事法)

- 【10】会社財産を横領し損害賠償債務を負う同社元取締役から株式贈与を受けた被告に対し、株主の原告が、会社法847条3項に基づき会社のために詐害行為取消権を代位行使するとした贈与の取消請求を、原告適格を欠くとして却下した原判決が控訴審でも維持された(平成24年12月27日仙台高裁平成24年(ネ)第310号)
- 【11】株式公開買い付けを行ったY社はその公表3ヶ月前に業績予想を大幅に下方修正するプレスリリースを行い株価が暴落した経緯があり、Y社の元株主がその株式を低廉な価格で手放すことを余儀なくされたとして損害賠償を請求したが、棄却された事例(平成25年4月17日東京高裁平成23年(ネ)第2230号)

#### (知的財産)

【12】「菓子パン及びパン」を指定商品とし、「御用邸」の文字を縦書きしてなる本件商標は、皇室の尊厳を損ね国民一般の不快感や反発を招くものとして、商標法4条1項7号(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標)該当性が認められた事例(平成25年5月30日知財高裁平成25年(行ケ)第10028号)

【13】特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、原告は前置報告を利用した審尋に対する回答書に記載した補正案発明を判断しなかったことは判断の遺漏である等を主張したが、原告の請求が棄却された事例(平成25年10月16日知財高裁平成25年(行ケ)第10064号)

【14】特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案。引用発明の認定には誤りがあるが、本願補正発明の進歩性の判断に誤りはないとして、原告の請求が棄却された事例(平成25年10月30日知財高裁平成25年(行ケ)第10015号)

#### (民事手続)

【15】再生債権として届け出がされただけで、共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記もされず、再生計画案が決定がされた場合、当該債権が共益債権であることを主張して再生手続によらずにこれを行わせることは許されないと判示(平成25年11月21日最高裁平成24年(受)第105号)

【16】貸室の賃貸借契約を解除する時の効力は解約申入日から6ヶ月をもって発生するとの特約に基づき保証金から控除がなされるべきとの主張に、中途解約による賃貸人の不利益はすでに本件中途解約償却特約によって補償されているとして同主張を退けた事例(平成24年12月13日東京高裁平成24年(ネ)第4857号)

【17】金融商品の販売に関わる顧客の適合性審査書類については自己利用文書に該当し、顧客との接触記録や業務日誌等は、開示により不利益を生じる記載の有無につき、検証の最終判断者たる原審がイン・カメラ手続等を利用して判断するのが相当と判示(平成25年4月5日大阪高裁平成25年(ラ)第216号)

【18】店舗併用住宅に抵当権を有するYが物上代位権の行使として上記建物の転貸人Xの第三債務者に対する転貸賃料の債権差押命令を取得したためXが執行抗告をしたが、債務者兼所有者とXの賃貸借を仮装し第三債務者との転貸関係を作成したとして抗告を棄却(平成25年4月17日東京高裁平成25年(ラ)第639号)

【19】数量的に過大な債権の一部につき訴えを提起したとしても、その残部の権利行使の意思を継続的に表示しているならば、請求されている金額についてその残部の訴訟物が分断されるものではなく当該残部の債権についても消滅時効の進行が中断されると判示(平成25年4月18日知財高裁平成24年(ネ)第10028号、第10045号)

【20】銀行Xらが主権国家Yとの間で日本国内で発行した円貸債権につき管理委託契約を締結したところ、Xらが訴訟追行権及び償還金等の受領権限を有する等と主張し、Yに対し任意的訴訟担当として債権の償還等を求めたが、その訴えが却下された事例(平成25年1月28日東京地裁平成21年(ワ)第21928号)

【21】債権者が同一債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合、同時配当が実施される時は債務者所有不動産と物上保証人所有不動産に共同抵当権が設定されていても民法392条1項が適用され各不動産の価額に応じ被担保債権の負担を割り付けるべきと判示(平成25年6月6日東京地裁平成25年(ワ)第2078号)

#### (公法)

【22】土地収用法94条7項又は8項の規定による収用委員会の裁決の判断内容が損失の補償に関する事項に限られている場合に上記裁決の取消訴訟を提起することはできないとした原判決に対し、最高裁はかかる場合においても取消訴訟の提起自体は妨げられないと判断(平成25年10月25日最高裁平成24年(行ヒ)第187号)

【23】平成24年12月施行の総選挙当時において小選挙区選出議員の選挙区割りには前回総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえず憲法の規定に違反するものとはいえないと判示(平成25年11月20日最高裁平成25年(行ツ)第226号)

【24】平成24年12月施行の総選挙当時において小選挙区選出議員の選挙区割りには前回総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえず憲法の規定に違反するものとはいえないと判示(平成25年11月20日最高裁平成25年(行ツ)第209号)

【25】急性骨髄性白血病を発症し生活費の支払いに困窮していた夫婦(共に原告)が生活保護申請をしたがその申請を妨害し、又生活保護開始決定後も不当な取扱を受けたとして被告市の福祉事務所所長に損害賠償を請求した件について被告側に過失が認められた事例(平成25年2月20日さいたま地裁平成19年(ワ)第1626号)

【26】行政文書が非開示とされかつ原決定に対する異議申立に対する棄却決定をした後、市長の交代により当該文書を公開することは処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱する違法なもので行政行為の撤回としての適法要件を欠くものとされた事例(平成25年3月6日横浜地裁平成24年(行ウ)第59号)

#### (社会法)

【27】郵便事業株式会社従業員である被控訴人が酒気帯運転で物損事故を起こして現場から逃走、逮捕され罰金刑に処

せられたことを理由とする控訴人による本件懲戒解雇は有効だが、それを理由として直ちに退職金を支給しないと  
いった措置を採ることは許されないと判示(平成25年7月18日東京高裁平成25年(ネ)第2937号,第3561号)

【28】国は電池メーカーYらに対し指名競争入札等により自衛隊専用電池の製造請負を発注し納入を受けたが、本件契  
約は談合に基づくもので無効として支払済み請負代金が不当利得に当たるとして製品価格相当額を控除した残額の  
返還を求め、その主張が認められた事例(平成22年6月23日東京地裁平成16年(ワ)第23462号)

【29】発明の名称を「電子ブレーカ」とする特許権を有する原告が。特許権侵害を理由に被告製品の製造販売等  
の差止を求め、所定の検査を受けていない被告製品にPSE表示が付されていたのは品質等誤認惹起行為に当たるとして  
損害賠償を請求したがいずれも棄却された(平成24年9月13日大阪地裁平成22年(ワ)第6028号)

【30】大学院生に性的関係を強要したとして懲戒解雇されたY大学特任教授が解雇無効、損害賠償を請求した事案。  
性的関係の強要に疑義があるとして懲戒解雇は無効としたが使用者側が十分な調査の結果認定を誤った場合は過失  
は否定されるとして損害賠償請求は棄却した(平成25年1月29日京都地裁平成22年(ワ)第2953号)

【31】被告人が証券会社執行役員Aから上場会社の公開買付の実施を知らされ、その株券を公表前に買い付けたためAと  
の共謀によるインサイダー取引として起訴されたが、裁判所は共謀の成立を否定し、訴因変更を勧告し、金融商品取  
引法167条3項の罪の成立を認定した(平成25年2月28日横浜地裁平成24年(わ)第1250号,第1395号)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 大阪高判平成24年5月24日 金法1981号112頁

平成23年(ネ)第3120号,平成24年(ネ)第504号 求償金等請求(事後求償金等請求)控訴事件,求償金等請求(事前求償金等請求)控訴事件〔控訴棄却〕

信用保証協会Xは、Y1のA銀行に対する借入金債務につきY1から委託を受けて信用保証をした後、代位弁済をした。本件は、Xが、Y1に対しては、その弁済金と同額の事後求償権または事前求償権に基づき、Y2に対しては、Y1の求償債務に係る連帯保証契約に基づき、求償金及びこれに対する代位弁済日の翌日から支払済みまで事後求償金については年14パーセント、事前求償金については年5パーセントの各割合による遅延損害金を連帯して支払うよう求める事案である。Xが代位弁済をし、かつ、その弁済日である平成6年11月18日から10年を超えて訴訟が提起されているため、(1)事後求償権についての消滅時効の成否及び権利濫用の成否、(2)事前求償権についての代位弁済による消滅の成否及び消滅時効の成否(なお、Xが事前求償権を被保全債権とし、平成6年10月17日付でY1所有の不動産に対する仮差押えをしているため、これによる消滅時効の中断の成否も争点となっている。)が争点となった。なお、第1審では、事後求償権に基づく請求と事前求償権に基づく請求は単純併合として訴訟提起されていたが、第1審裁判所は、これを分離した上で、前者は請求認容、後者は請求棄却の判決を言い渡したところ、前者に対しては、Yらが、後者に対しては、Xがそれぞれ控訴を提起し、控訴審では、両者が併合された後、Xにおいて、選択的併合へと併合態様を変更した。

本判決は、事前求償権は、保証人が債権者に対する免責行為をしたことにより取得する事後求償権を保全するために認められた権利であり、両者は、法的性質が異なる別個の権利ではあっても、密接な関係にあるというべきであって、事後求償権の発生後であっても、その保全の必要性があれば、事前求償権について認められた権利の行使を事後求償権についても認めるのが相当であるから、事前求償権についての仮差押えによって、事後求償権についても、Xの代位弁済により当該求償権が発生した平成6年11月18日に効力が及び、同日、消滅時効が中断したと解するのが相当であり、当該仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの執行保全の効力が存続する間は継続すると解するのが相当であると判示した。また、Yらは、上記仮差押え後、本案の起訴命令や事情変更による仮差押命令の取消しを求めることができただけでなく、Xが本件訴訟を早期に提起できなかった合理的な事情も認められるので、本件事後求償権の行使が権利の濫用であるとも認められないとした。なお、上記のとおり、事後求償権に基づく請求が認容されたため、選択的請求である事前求償権に基づく請求については判断されていない。

#### (2) 東京高判平成24年6月6日 金法1981号97頁

平成24年(ネ)第1208号 不当利得返還等請求控訴事件〔控訴棄却〕

本件は、破産会社Aの破産管財人に選任されたXが、Aが行った無限連鎖講の防止に関する法律および出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する事業に参加することでAから配当金等の名目で金員を受領したYに対し、当該事業が公序良俗に違反し無効であるので、配当金等の受領も法律上の原因を欠くと主張して、不当利得返還請求権に基づき、その受領した配当金等とYが出捐した差額金の返還を求めたのに対し、Yにおいて、AのYに対する配当金等の支払いは不法原因給付に当たるので、Aの破産管財人であるXも、Yに対してその返還を求めることはできないなどと反論して、争っている事案である。原判決が、Xの請求を棄却したため、これを不服とするXが控訴した。

本判決は、破産管財人Xは、Aが破産手続開始決定時に有していた不当利得返還請求権を、破産会社に代わって行使するものであるが、Yは、本件事業において大きな利益を得た一部の会員(上位会員)に属するものの、Xは、Yに対し、否認権を行使しているものではなく、出資をして本件事業に参加した者であるという点において、本件事業において損失を被った破産債権者の多くを占める下位会員と本件におけるYは異なるところはなく、ただ加入の時期や本件事業の破綻の時期等によって、たまたま一方は利益を得、他方は損失を被るという結果になったというにすぎないにもかかわらず、破産管財人が不当利得返還請求権を行使する場合には民法708条の適用がなく、上位会員に対する不当利得返還請求権の行使により下位会員に生じた損害を補填することができるとすれば、本件事業を主導したAないしその代表者等の負担する債務を減額させることになるなど、結局において、Aの公序良俗に反する本件事業について法律上の保護を与えることとなり、同条の趣旨に反し相当でないと判示した。

#### (3) 東高決平成25年5月27日 判例タイムズ1392号222頁

平成25年(ラ)第820号 特別養子縁組申立却下審判に対する抗告申立事件(抗告棄却・確定)

実父母の同意がない状況下で特別養子縁組の申立てを認めるのが相当か否かが問題となった特別養子縁組申立却下審判に対する抗告申立事件において、民法817条の6によれば、実父母の同意がなくても、「父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は」特別養子の要件を充たすとされており、本件でも虐待の有無、実父母が事件本人の監護養育を適切に行わないおそれが大きいかが否かが問題となったところ、本決定

は、実父母による本人に対する虐待と評価すべき事実はあったが、その態様は、出生時の放置であり、本人に対して今後同様の虐待が行われることは考えられないとして虐待について否定し、監護養育の点について、実父母は、現在3人の子らを監護養育し、子らに特段の異状が認められないことを重視して、現時点において監護養育が不適切な状態にあると認めることはできないとして、特別養子の要件を具備していないと判断した。

#### (4) 東高決平成25年6月25日 判例タイムズ1392号218頁

平成25年(ラ)第693号 後見開始審判に対する抗告申立事件(取消,差戻)

Y区長が、本人についてなした成年後見開始の審判申立が認められたのに対し、本人の同居の子Xが、(1)本件Y区長の申立は申立適格を欠き不適法であること、(2)本人は、民法7条の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあるとはいえないから後見開始の要件を欠く等の主張をして抗告した事案において、本決定は(1)について、「本人は体力の低下のみならず、認知症と診断されるなど判断能力の低下も認められるところ、Xによる本人の介護状況は、極めて不適切であるとの評価を免れないものであるから、本人の保護の必要性が高い状態であったといえることができる。それにもかかわらず、Xにおいて、本人について成年後見開始等の審判を申し立てることは、期待できない状況である。」として、Y区長による本件申立ては、老人福祉法32条の「その福祉を図るために特に必要があるとき」の要件を満たすものであり適法であるとし、(2)については、本人の判断能力の低下は十分認められるとしながらも、本件診断書では、他人との意思疎通はできないときもあるとされるにとどまり、記憶力についても問題があるが程度は軽いとされており、更に、本人の長谷川式認知症スケールの点数は、平成24年8月2日の検査では12点であり、同年11月5日の検査では16点であったことなどに照らせば、本人の判断能力の程度が後見相当とまでいえるかは疑問があるところであるから、その低下の程度を、本件診断書以外の証拠を調べるなどして審理を進め、その中で、本件が家事事件手続法119条1項ただし書に該当するといえる場合に当たるか否かも判断されるべきであったところ、原審ではこれを行っていないから審理不尽の謗りを免れないとして、原審判を取り消し、本件を原審に差し戻した。

#### (5) 札幌高判平成25年8月22日 金法1981号82頁

平成25年(ネ)第213号 請負代金請求控訴事件〔原判決一部変更・請求一部認容〕

破産会社Aは、Xとの間で、Aを請負人、Xを注文者として、契約内容をX作成の約款によるものとする請負契約を締結した。当該約款には、注文者解除権が発生する事由と、請負人解除権が発生する事由が定められており、注文者解除権発生事由により生じた注文者解除権の行使により本件請負契約が解除された場合には、破産会社Aは、Xに、請負工事代金額の10分の1相当額の約定賠償金を支払うものとされていた。上記工事進捗中に、Aが破産手続開始決定を受け、その破産管財人に選任されたYが、本件請負契約を破産法53条1項により解除し、Xに対し、両者間で確定された出来高に応じた未払請負代金を請求した。これに対し、Xは、Yの責めに帰すべき履行不能があれば、上記注文者解除権発生事由の1つである「(請負人が請負人解除権発生事由がないのに)契約の解除を申し出たとき」に該当するとした上で、当該事由に該当する事実があれば、Xの注文者解除権の行使により契約が解除されなくても約定賠償金が生じるとして、Yに対し、上記約定賠償金を自動債権、上記未払請負代金を受働債権とする相殺を主張した。また、Xは、Aの破産管財人Yが破産法53条1項による解除をした場合も、上記被控訴人の責めに帰すべき履行不能といえる旨主張した。

本判決は、Yの行った破産法53条1項による解除が、上記注文者解除権発生事由に該当するか否かについて、同条1項により本件請負契約が解除された場合、重ねて本件請負契約を解除することはできないのだから、同条1項による解除をもって上記注文者解除権発生事由とすることはできないとして、これを否定した。その上で、本件請負契約に基づく約定賠償金は、注文者解除権発生事由により生じた解除権の行使により契約が解除された場合に生じるものであって、他の原因により契約が解除された場合には発生せず、また、注文者解除権発生事由があれば、解除権の行使により契約が解除されなくても発生するものではない旨判示し、Yによる約定賠償金を自動債権とする相殺の主張を否定した。

#### (6) 東京地裁判決 平成24年12月21日 判例時報2196号32頁

平成19年(ワ)第31371号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

旧パロマと被告愛進の両社には単なる修理委託契約関係以上に密接な関係があることが認められるが、旧パロマと被告愛進の従業員である乙山との間に実質的指揮・監督関係があったとまではいえず、旧パロマの法的地位を承継した被告パロマが乙山の行った改造である本件短絡(不法行為)について、使用者責任を負うとまでいえない。

証拠関係から、旧パロマらは、遅くとも平成13年1月5日ころには、ハンダ割れによるコントロールボックスの故障等により、安全装置が短絡された本件7機種が全国に存在していること、安全装置を短絡された機器が通電のない状態で使用されれば、一酸化炭素中毒事故が生じる危険性が高いこと、さらに従前行ってきた自社内やサービスショップに対する注意喚起、修理の機会を利用した停電時遮断点検及び短絡発見並びに通産省及び関連団体に対する働きかけや行政指導という対策では、これまでに短絡された機器を全て発見することはできておらず、同種事故の再発の危

険性があることを具体的に予見できた,又は容易に予見可能であったというべきであり,従前の対策によって本件7機種に係る短絡による事故の再発防止が十分にされていると信じたとすれば,過失があるといわざるを得ない。

そして,短絡による一酸化炭素中毒事故が発生した場合の結果の重大性にかんがみれば,旧パロマらには,本件事故を回避するために,本件7機種の所有者,使用者等に短絡事故の危険性を告知し,当該機種の使用を中止すべきことを告知する義務,製造・販売されている本件7機種につき,直ちに一点検・回収を行う義務が発生していたといえる。

以上によれば,旧パロマらは,平成13年1月5日ころにおいて,本件7機種について,自主的に一点検・回収を決定し,自社及びサービスショップに保管されている修理伝票等を調査したり,ガス事業者ら関連団体に対して協力要請する方法によって,本件湯沸器等の製品の所在を把握し,リコールを実施することが十分可能であったと認められる。

被告パロマ(旧パロマら)には,本件事故についての具体的予見可能性,結果回避義務の履行可能性のいずれも認められるから,本件事故の予見義務及び結果を回避すべき義務もあったというべきであり,それを怠ったため,本件事故が発生したといえ,そのような義務を怠ったことには過失がある。そして,被告パロマが上記義務を履行していれば,本件事故の発生を防止できたと認められるから,被告パロマは本件事故により発生した損害について,不法行為責任を負う。

#### (7)東地判平成25年2月7日 判例タイムズ1392号210頁

平成23年(ワ)第32929号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

被告医院において,豊胸目的で大腿部から吸引した脂肪を注入する手術を受けた原告が,被告医院に手技上の過失のほか術前の説明義務違反があったとして,債務不履行等に基づく損害賠償請求をした事案。

本判決は,被告医院の従業員が電話で原告に行った事前説明は,本件手術によってほぼ確実な効果を得られるかのような誤った認識を原告に与える不適切なものであり,原告は,この説明を受けて本件手術を受ける意思決定をしており,手術当日,被告や看護師から本件手術の効果には個人差がある等の説明を受けているが,被告医院においては,手術予定日当日のキャンセルの場合,キャンセル料は100%とのシステムを採っており,その下では,手術当日に適切な説明を受けても,患者はもはや当該手術を受けるか否かの意思決定を適切に行えないか,これが著しく制約されることになるから,本件では手術当日に適切な説明がされたとしても,説明義務の履行としては不十分と言わざるを得ないとして,被告に手技上の注意義務違反は認められないが,説明義務違反があるとして,本件手術費用(金239万0370円)をはじめとする費用を損害として認め,被告に対し,慰謝料(金30万円)等を含め金295万8565円の支払を命じた。

#### (8)広島地判平成25年2月15日 判例時報2196号80頁

平成23年(ワ)第1256号 損害賠償請求事件,棄却(確定)

被告学園の運営する高等学校の生徒である原告が,校長である被告丁原から受けた二回の指導等により抑うつ状態となり,これから生じる諸症状のため登校できなくなり,自主退学せざるを得なくなったことに関して,そもそも原告は,担任教員や被告丁原の指導に対し,反抗的ともとれる応答をしており,真摯に反省の姿勢を示していたことについては疑問を禁じ得ないし,原告と被告丁原とのやりとりからは,原告が教員から繰り返し指導を受けているにもかかわらず服装を改善していないことや,授業中に居眠りを繰り返していたことが窺われるから,原告に対し,厳しい指導を行う必要が全くなかったものとは認め難い。そして,教員等が生徒に対して厳しく指導を行う過程において,適切でない表現を口にしてしまうことも考えられないことではなく,現に,被告丁原も,原告に指導を行う中で,その受け答え等の態度に対し,徐々に苛立ちを募らせ,それがゆえに行き過ぎた表現に至っていることが窺えるところである。さらに,被告丁原は,二度の指導の後,原告に対し,自身が前面に出て行う指導のやり方を改め,原告のために宝塚音楽学校の受験を支援する体制を準備しようとしている。これらの点からすれば,被告丁原の発言は,原告や原告に被告学園への進学を提案した戊田に対する個人的な嫌悪の感情の下,教育的指導の目的なく行われたものであるとまでは認められない。そして,二度の指導において,被告丁原がことさら大きな声を上げて原告を叱責したといった様子も見受けられない。

以上の点に,被告丁原が着任したばかりの担任を支援するために一年生の副担任を兼任していたこと,一度目の指導は担任からの相談を受け,二度目の指導は担任が出張中であつたため,それぞれ行ったものであつたこと,原告が被告丁原の二度の指導によって強い精神的ストレスを受けたとは認められないことも併せ考えれば,二度の指導における被告丁原の上記発言は,いずれも教育的指導の範囲を逸脱し,違法と評価すべきものであるとまではいえない。

#### (9)大阪地判平成25年3月7日 判例タイムズ1392号321頁

平成22年(ワ)第4664号 立替金等請求事件(一部訴え却下,一部認容・控訴)

信託業務等を営む銀行Xらが,普通地方公共団体Yとの間で,Yを委託者兼受益者,Xらを共同受託者,Y所有の土地(公有地)を信託財産として信託契約を締結し,Xらが事業費の多くを他の金融機関等からの借入金で賄って,公有地上に複数の建物を建設し,これらを賃貸,分譲することを事業内容とし,信託期間中に収益により当該借入金を返済し,Yに信

託配当を交付するという計画であったが、バブル経済崩壊等の結果、業績が悪化しXらは債務等について固有の財産からの弁済を余儀なくされたため、Yに対し、旧信託法36条2項本文に基づき信託財産に関して負担した費用として当該返済分の補償を求め、これに対し、Yは、本件契約においては旧信託法36条2項の適用を排除するとの合意があった、及び、Yは受益権を放棄したから旧信託法36条3項により、費用補償義務を負わないと主張して争った。

本判決は、本件契約書に費用補償請求権を排除する旨を明示する規定はなかった等の理由から補償請求権排除の合意が成立していたとは認められないし、自益信託の場合は、旧信託法36条3項に基づき受益権を放棄することができず、仮に、自益信託についても同条項が適用されるとしても、本件契約において、Yが受益権を放棄して、費用補償義務を免れることは、信義則に反し許されないとして、Xらの請求を全部認容した。

## 【商事法】

### (10) 仙台高判平成24年12月27日 判例時報2195号130頁

平成24年(ネ)第310号 代位による詐害行為取消請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立,却下・確定))

特例有限会社(以下単に「会社」という)の株主(原告)が、会社の元取締役兼株主から同社株式の贈与を受けた者(被告)に対し、元取締役が会社財産を横領した事実があり、元取締役は会社に対し損害賠償債務を負っているところ、株式贈与によって損害賠償債務の弁済に必要な資力を失って会社を害することを知りながら贈与をした旨主張して、会社法847条3項の株式会社における責任追及等の訴えに関する規定に基づき、会社のために民法424条1項の詐害行為取消の訴えを提起して、上記贈与の取り消しを求めた事案において、会社法847条の予定する訴訟かどうか、被告適格があるのかが争われたところ、株式会社の業務執行に関する会社法の基本構造に加えて、責任追及等の訴えについての会社法の関係条文の文理に照らし、会社法847条3項が規定する責任追及等の訴えにおいてその被告適格を有する者は、同条が明示的に規定する責任追及の対象である役員等のほかは、株主権の行使に関して利益の供与を受けた者、著しく不公正な払込金額で株式を引き受けた者又は著しく不公正な条件で新株予約権を引き受けてこれを行行使した者のみに限られているものと解し、制度の趣旨をより拡充するという名の下にこれを拡張して解釈することは許されない、と判示し、訴えを不適法却下した原判決の判断を維持し、控訴を棄却した事例。

### (11) 東高判平成25年4月17日 判例タイムズ1392号226頁

平成23年(ネ)第2230号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

Y社の代表取締役Y1は、Aファンドの支援とY社の賛同意見表明のもと、Y社のMBOを行ったが、本件においては、株式公開買付が公表される約3ヵ月前に業績予想を大幅に下方修正するプレス・リリースが公表され株価が暴落した経緯があったことから、Y社のもと株主Xらが、Y社の取締役らに対し、プレス・リリースにより株価を下落させたうえで本件MBOが行われたためY社の株式を低廉な価格で手放すことを余儀なくされたとして損害賠償請求を行った。

本判決は、取締役には、MBOに際し、善管注意義務の一環として、適正な企業価値の分配を受ける株主の共同の利益に配慮して、公正な企業価値の移転を図らなければならない義務(公正価値移転義務)と株式公開買付につき会社として意見表明をするときは、株主が株式公開買付に応じるか否かの意思決定を行う上で適切な情報を開示すべき義務(適正情報提供義務)があるとしたうえで、本件においては、本件MBO価格が当時のY社の客観的な企業価値に比して低廉であったとは認められないとして公正価値移転義務違反を否定した一方で、適正情報提供義務については、意見表明の時点で、上記プレス・リリースの段階で本件MBOの準備が具体的に進められていた情報を開示しなかった等の点に違反があったとしたが、本件では株主にこれによる損害が認められないとして請求を棄却した。

## 【知的財産】

### (12) 知財高裁平成25年5月30日 判例時報2195号125頁

平成25年(行ケ)第10028号 審決取消請求事件(棄却(上告・上告受理申立))

第30類「菓子及びパン」を指定商品とし、「御用邸」の文字を縦書きしてなる商標(本件商標)につき、特許庁から商標登録を無効とする審決を受けた商標権者が被告の請求人適格を争うとともに商標法4条1項7号(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標)該当性を争って同審決の取消を求めた事案において、請求人適格については商標権者が被告に対して本件商標権の侵害訴訟を提起していることは当裁判所に顕著であるとして請求人適格が認められ、7号該当性については「御用邸」が皇室の別邸であることは広く知られており、「御用邸」の文字には皇室と関係があるかのように感じさせる効果があり、顧客誘因力があるから、皇室と何ら関係ない者が自己の業務のために指定商品について「御用邸」の文字を独占使用することは、皇室の尊厳を損ね、国民一般の不快感や反発を招くものであり、相当でなく、このことは本件商標の登録査定時である平成7年11月16日においても現在においても同様だから、本件商標はその登録査定時において既に指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであったと認めることができる、として、7号該当性が認められた事例。

### (13)知財高裁 平成25年10月16日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10064号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131021103218.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、原告は、前置報告を利用した審尋に対する回答書に記載した補正案発明を判断しなかったことは判断の遺漏である等を主張したが、原告の請求が棄却された事案。

原告は、施策情報には、「補正案が一見して特許可能であることが明白である場合には、審判合議体の裁量により、補正案を考慮した審理を進めること」があり得る旨の記載があり、審判請求人は施策情報に記載されている内容が実行されることを期待して回答書を提出しているため、この施策情報に記載されている内容が実行されない場合、又は、実行された結果の記載がない場合は、行政庁が国民に対する義務を怠ったことになるといわざるを得ない、補正案発明は、一见して特許可能であることが明白である場合に該当するので、補正案発明に対する判断を示さないことは判断の遺漏であり、その結果、審決は、本願に係る発明の進歩性を誤って否定したものであるため、違法である旨主張する。そして、施策情報の「(注3)補正案について」には、「前置審尋は拒絶理由通知ではないので、審判請求人は、審尋に対する意見を回答書により述べることはできますが、補正の機会が与えられるものではありません。前置審査での審査官の見解に対して、これを回避する補正案が回答書により提出されたとしても、補正ができるのは原査定が維持できず、新たに拒絶理由が通知された場合に限られるので、審判合議体が補正案を考慮して審理を進めることは原則ありません。ただし、補正案が一見して特許可能であることが明白である場合には、迅速な審理に資するので、審判合議体の裁量により、補正案を考慮した審理を進めることもあります。」の記載があることが認められる。

しかし、特許法の規定によれば、請求人が補正をすることができるのは、審判請求の日から所定の期間内の補正をする場合を除いては、審判合議体において、拒絶査定と異なる理由で拒絶すべき旨の審決をしようとする場合に限られるので、施策情報に記載された「補正案が一見して特許可能であることが明白である場合」が、上記の補正のできる場合に該当するものとはいえない。施策情報についても、その記載内容に照らすと、特許庁における運用を記載したにすぎないものと解され、特許法の規定に優先するものではない上に、施策情報の上記の記載上も、審尋に対する回答書に補正案が記載されたとしても、原則としてこれを考慮することはないとされた上で、「補正案が一見して特許可能であることが明白である場合には、迅速な審理に資するので、審判合議体の裁量により、補正案を考慮した審理を進めることもあります。」とされているにとどまることに照らすと、施策情報の上記の記載が、審尋に対する回答書に記載された補正案が「一见して特許可能であることが明白である場合」に、当該補正案を当然に審理の対象とすることを意味するものと解することはできない。

よって、原告の上記主張は、補正案発明に関し一见して特許可能であることが明白であるかどうかについて判断するまでもなく、採用することはできない。

### (14)知財高裁平成25年10月30日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10015号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131106111359.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、引用発明の認定には誤りがあるが、本願補正発明の進歩性の判断に誤りはないとして、原告の請求が棄却された事案。

#### 1 引用発明の認定の誤りについて

審決は、鋼製素線2で構成された各ロープ53の鋼製素線2を撚り合わせた部分の直径(以下「コア直径」という)が約5.0mmないし10mmであると認定しているが、この認定は、引用文献の第1図に示された素線2の直径とコア直径との図示比率のみを根拠とするものである。

ところで、一般に、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、当該図面に表示された寸法については、必ずしも厳密な正確さが要求されるものではない。

引用発明は、素線及びワイヤロープ外周の双方を樹脂材料で被覆するという、ワイヤロープの構造自体に特徴があるものといえ、引用文献の記載によれば、引用文献の第1図は、引用発明の構成を示す概略図として記載されたものであることが明らかであり、このような図面の性質上、各部材の寸法ないし図示比率については厳密な正確さをもって図示されているものとは認められない。

したがって、第1図に示された素線2の直径とコア直径との図示比率を根拠として、コア直径が約5.0mmないし10mmであるとする審決の認定は誤りである。同様の理由により、第1図に示された素線2の直径とロープ被覆5との図示比率を根拠として、ロープ被覆5の厚さが約0.56mmであるとする審決の認定も誤りである。

#### 2 相違点の判断の誤りについて

前記のとおり、審決の引用発明の認定には誤りがあり、引用発明における各ロープのコア直径は不明であるか



ら、相違点は「コアの直径について、本願補正発明においては、『各巻上ロープのコアは直径が4.6mmである』のに対して、引用発明においては、『各ロープ53の鋼製素線2を撚り合わせた部分の直径は不明である』」点(以下「修正相違点」という。)と認定されるべきである。

そこで、修正相違点の容易想到性について判断すると、引用発明においては、エレベータシステムの小型軽量化のために、シーブを小型化し、そのために素線も小径化し、ロープのコア直径も小径化しているものであること、及び、JISの規格において、ロープのコア直径が小径のものとして、公称径を4.6mmとしたものが記載されていることなどからすれば、引用発明において、ロープのコア直径を4.6mmとすることは、引用文献に接した当業者が適宜なし得る設計事項にすぎないといえる。したがって、相違点に係る審決の判断は、その結論において誤りではない。

## 【民事手続】

### (15) 最一判平成25年11月21日 最高HP

平成24年(受)第105号 求償債権等請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131121154619.pdf>

(裁判要旨)

民事再生法上の共益債権に当たる債権を有する者は、当該債権につき再生債権として届出がされただけで、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記もされず、この届出を前提として作成された再生計画案を決議に付する旨の決定がされた場合には、当該債権が共益債権であることを主張して再生手続によらずにこれを行使することは許されない。

(理由)

民事再生法95条によれば、再生債権者は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後においては、届出の追完をし、又は届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加えることができないとされているところ、再生計画案を確定させ、再生手続の安定を図るとする観点からすれば、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記がされることなく再生債権として届出がされた債権につき、当該届出を前提として再生計画案が作成され、これを決議に付する旨の決定がされた後に、同再生計画案において再生債権とされている債権につきこれを共益債権として再生手続によらずに行使することが不適切であることは明らかであるからである。

### (16) 東高判平成24年12月13日 判例タイムズ1392号353頁

平成24年(ネ)第4857号 敷金返還請求控訴事件(変更・確定)

再生手続開始決定を受けたA社が、貸貸人Y社に対し、民事再生法49条1項に基づき、貸室の賃貸借契約を解除する旨の意思表示をして貸室を明け渡し、その後、破産手続が開始して破産管財人XがYに対し、賃貸借契約締結の際に交付した保証金の返還を求めたところ、Yが、当該契約の中途解約時の償却特約に基づき保証金の30%相当額が控除されること、当該契約を解除するときの効力は解約を申し入れた日から6ヶ月の経過をもって発生する旨の特約に基づき控除がなされるべき等の主張をして、保証金の返還額を争った。

本判決は、 について、本件中途解約償却特約が約定解除権に基づく解除にのみ限定して適用されると解することは相当ではないとして控除を認めた原審の判断を維持したが、 については、本件解約特約は、文言上、解約の効力が6ヶ月後に生ずることを定めるのみで、6ヶ月分の賃料相当額を支払って即時に解約することまで許容してはならず、本件破産者が、法定解除権を行使し、解除時まで建物の明け渡しを済ませているなど、このような特約の文言や事実関係に照らせば、本件では法定解除の場合にも本件解約特約が適用されると認めることはできず、このように解しても、賃貸借契約の中途解約による貸貸人の不利益は、本件中途解約償却特約において保障されており貸主に不測の損害を被らせるものとはいえないとして、原審の判断を変更し の主張を認めなかった。

### (17) 大阪高決平成25年4月5日 金法1981号91頁

平成25年(ラ)第216号 検証物提示命令に対する抗告事件〔原決定取消・申立一部却下・申立一部差戻〕

Xは、Y銀行の従業員から勧誘されて投資信託等の金融商品を購入したが、適合性原則違反、説明義務違反等の違法があったとして、Y銀行に対し不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起する前に、Y銀行が作成した顧客に係る適合性審査書類、Y銀行担当者との電話、訪問等による接触記録や業務日誌・営業日誌等を対象に、改ざん・廃棄・隠匿のおそれがあるとして、証拠保全としての検証及び検証物提示命令を申し立てた。原審裁判官は、証拠保全の必要性を認めて、Y銀行A支店において上記各文書の検証をすることを決定し、証拠調べを実施したところ、Y銀行が上記各文書の存在を認めたものの、提示することを拒否したため、その場で、Y銀行に対し、口頭で上記各文書の提示命令を発令した。これに対して、Y銀行は、文書提出義務のない文書について検証物提示命令は発令できないこと、上記各文書は民事訴訟法220条4号二の自己利用文書に該当すること、また自己利用文書に当たるか否かについてイン・カ

メラ手続を経て判断すべきであること等を理由に、原決定の取消しを求めて即時抗告をした。

本決定は、まず、文書に対する検証物提示命令の発令について、検証の場合でも、文書提出義務が認められない文書については、検証物提示命令が発令できないことを確認した。次に、上記各文書について文書提出義務(検証物提示義務)があるか否かに関し、金融商品の販売に関して作成された顧客の適合性審査書類については、文書の性質上、忌憚のない評価や意見が記載されることが予定され、開示されると、内部における自由な意見の表明に支障を来し、自由な意思形成が阻害されるおそれがあり、特段の事情がない限り、民事訴訟法220条4号二所定の自己利用文書に該当するとし、金融商品の販売に関して作成された顧客との接触記録や業務日誌・営業日誌については、開示によって看過し難い不利益を生じる記載の有無等につき、検証の必要性の最終判断権者たる原審がイン・カメラ手続等を利用して判断するのが相当であるとした。

#### (18)東京高決平成25年4月17日 金法1980号140頁

平成25年(ラ)第639号 債権差押命令に対する執行抗告事件〔抗告棄却〕

Yは、2階建ての店舗併用住宅について抵当権を有する債権者であったが、抵当権に基づく物上代位権の行使として、上記建物の転貸人であるXの第三債務者に対する転貸賃料について債権差押命令を取得した。これを不服とするXが執行抗告をしたのが本件である。Xは、抗告の理由として、Xを所有者と同一視できるような事実はなく、民法372条によって準用される同法304条1項に規定する「債務者」には抵当不動産の転貸人は含まれないこと、上記転貸賃料のうち管理費名目の金員は物上代位の対象とはならず、これを対象とすることは公序良俗に反し、また権利の濫用にあたることなどを主張した。

本決定は、債務者兼所有者、第三債務者及びXは、抵当権の行使を妨げるために、債務者兼所有者とXの賃貸借を仮装した上で、Xと第三債務者との転貸借関係を作出したものであり、抵当不動産の転貸人であるXを所有者と同視することを相当とする場合に当たるといふべきであるとした上、上記2階建て店舗併用住宅は特に管理すべき共有部分は存在せず、債務者兼所有者が第三債務者に直接賃貸していた当時管理費は設定させていなかったが、Xが転貸する際に賃料の半額以上の高額の管理費が設定されたこと、前述のとおり、債務者兼所有者、第三債務者及びXは、抵当権の行使を妨げるために、債務者兼所有者とXの賃貸借を仮装した上で、Xと第三債務者との転貸借関係を作出したものであることからすると、管理費名目の金員についても債権者による物上代位を肯定するのが相当であると判示した。

#### (19)知財高裁判決、平成25年4月18日 判例時報2196号103頁

平成24年(ネ)第10028号・第10045号 職務発明の対価請求控訴、同附帯控訴事件(一部変更、附帯控訴棄却(上告・上告受理申立て))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130430093251.pdf>

数量的に過大な債権の一部につき訴えを提起したとしても、当該訴訟においてその残部について権利を行使する意思を継続的に表示していると認められる場合には、請求されている金額についてその残部の訴訟物が分断されるものではなく、また、残部について催告が継続的にされていると認められることができるから、当該残部の債権についても消滅時効の進行が中断するものと解すべきである。

そして、当該訴訟係属中に訴えの変更により残部について請求を拡張した場合には、消滅時効が確定的に中断する。

被告の発明等取扱規則又は特許報奨取扱い規則には、褒賞金の支払期限に関する定めはなく、上記の規定が、職務発明者の請求がなくとも被告が上記期間(当裁判所が拘束される第一次控訴審判決の判断における期間は五年である。)の経過をもって直ちに褒賞金の支払の履行がされるべき旨を定めたものと解することはできない。そして他に、褒賞金の支払期限が確定期限であるとの約束がされたことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権は期限の定めのないものと認めざるを得ず、原告が主張するように、本件各発明が実施された平成5年10月7日から5年を経過した平成10年10月7日の翌日である同月8日からの遅延損害金の発生は認めることができない。

期限の定めのない債権の債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責めを負うところ、被告が原告から本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の履行の催告を受けたのは平成19年2月1日であるから、被告は同日をもって遅滞に陥る。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の遅延損害金は、その翌日である平成19年2月2日から発生する。

#### (20)東京地判平成25年1月28日 金法1981号125頁

平成21年(ワ)第21928号 債券償還等請求事件〔訴え却下〕

本件は、銀行であるXらが、主権国家であるYとの間で、Yが平成8年12月から平成12年9月までの間に我が国において4回にわたり発行した円貸債券について管理委託契約を締結したところ、当該各回債について、償還日が到来したかYが期限の利益を喪失したこと、Xらは、各債権者のための債権管理権限の一環として訴訟追行権および償還金等

の受領権限を有することなどを主張して、Yに対し、任意的訴訟担当として、債券の償還等を求める事案である。

本判決は、任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授与について、上記管理委託契約中の「債券の管理会社は、本債権者のために本債券に基づく弁済を受け、又は本債券に基づく本債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有するものとする」との条項は、Yを要約者、Xらを諾約者、上記各回債の債権者を第三者とする第三者のためにする契約であると認めるのが相当であるところ、上記授権条項に係る受益の意思表示について、構造的・現実的にXらと各回債の債権者との実体的利益は共有しておらず、利益相反のおそれもあること、利益相反の場合における上記各回債の債権者の保護規定が定められていないことなどからすると、受益の意思表示は、各回債の債権者の利益を保護するため、明確なものでなければならぬとした上で、上記各回債を最初に引き受けた元引受会社により受益の意思表示がされ、その後上記各回債が転々譲渡されるに従って受益者の地位も移転し、上記各回債の譲受人は、債券の要項に記載された上記授権条項を認識して譲り受けたから、受益の意思表示に準じる意思実現行為があったとみることができるといふXらの主張については、いずれも上記説示にいう意思表示と認めることはできないとした。また、仮に、上記各回債の債権者によるXらに対する訴訟追行権の授与が認められるとしても、上記各回債の債権者が自ら訴訟等を通じて権利行使することが困難であるとはいえないことなどからすると、任意的訴訟担当を認める合理的必要性もあるとはいえないとした。

## (21) 東京地判平成25年6月6日 金法1980号144頁

平成25年(ワ)第2078号 配当異議事件〔請求棄却〕

Xは、A所有の土地の上に建物を所有していたが、これら土地建物には、共同担保の目的として、A及びBを債務者とする根抵当権が設定されていた。その後、上記土地建物は、共同根抵当権の実行としての競売手続により一括売却され、同時配当が実施された。執行裁判所は、申立債権者である共同根抵当権者に対し、上記土地及び建物の各価額に応じて当該共同根抵当権の被担保債権の負担を按分して配当し、次いで、Aを滞納者とする交付要求庁である東京都に対し、上記土地の売却代金から債権全額を配当し、さらに、上記土地に係る剰余金をAの破産管財人に、上記建物に係る剰余金をXにそれぞれ交付する旨配当の内容を定めた。これに対し、Xは、主位的に、債務者であるA所有の上記土地と物上保証人であるX所有の上記建物につき同時配当が実施された本件では、民法392条1項が適用されるべきでなく、まず債務者所有の上記土地から被担保債権への配当を行うべきであるから、Xに対する配当額はその分増加する旨主張し、また、予備的に、本件の配当表は上記建物の借地権割合についての評価を誤って作成されたものであり、正しい借地権割合によって計算すれば、Xに対する配当額は増加する旨主張して、上記配当表の変更を求め、東京都及びAの破産管財人に対し、配当異議の訴えを提起した。

本判決は、主位的請求については、債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時配当が実施されるときは、債務者所有不動産と物上保証人所有不動産とに共同抵当権が設定されているときであっても、民法392条1項が適用され、各不動産の価額に応じて被担保債権の負担を割り付けるべきであるとし、予備的請求については、上記建物の借地権割合についての評価に誤りがあるとは認められないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

## 【公法】

### (22) 最小二平成25年10月25日判決 最高裁HP

平成24年(行ヒ)第187号 徳島県収用委員会裁決取消請求事件(破棄の上、第1審に差戻し)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131025141901.pdf>

土地収用法94条7項又は8項の規定による収用委員会の裁決の判断内容が損失の補償に関する事項に限られている場合に上記裁決の取消訴訟を提起することの可否について、原判決は否定したが、最高裁判所は、収用委員会裁決が取消訴訟の対象となる処分該当し、同法133条2項に照らせば収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する事項については損失の補償に関する訴えによって争うべきものとされているのであって、同裁決の取消訴訟において主張し得る違法事由は損失の補償に関する事項以外の違法事由に限られるものと解されるものの、このような違法事由を主張し得る以上は、例え同裁決の判断内容が損失の補償に関する事項に限られている場合であっても取消訴訟の提起自体が妨げられるものではないと判断した。

### (23) 最大判平成25年11月20日 最高裁HP

平成25年(行ツ)第226号 選挙無効請求事件(破棄自判、請求棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131120165827.pdf>

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法(平成24年法律第95号による改正前のも)の13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内におけ

る是正がされなかったとはいえず,上記規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない

#### (24)最大判 平成25年11月20日 最高裁HP

平成25年(行ツ)第209号 選挙無効請求事件(変更,請求棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131120180726.pdf>

平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙当時において,公職選挙法(平成24年法律第95号による改正前のもの)13条1項,別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り,前回の平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが,憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず,上記規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない

#### (25)さいたま地判平成25年2月20日 判例時報2196号88頁

平成19年(ワ)第1626号 国家賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130508114234.pdf>

被告市の福祉事務所所長と同乙山職員が急性骨髄性白血病を発症して入退院を繰り返し,生活費の支払いに困窮していた原告の夫太郎(提訴後に死亡し,原告花子,同松子,同竹夫及び同梅子が訴訟承継)と原告花子が生活保護の申請をしたが,申請として取り合わず又は生活保護の申請を妨害し,生活保護の開始決定後も,住宅扶助を支給しなかった上,被告市の外へ転居を指導するとともに,転居後は生活保護を受けずに自活することを前提として不当な取り扱いを受けたとして,国家賠償法1条1項に基づき,本来なら得られたはずの生活費相当額の損害と慰謝料の損害賠償を請求した件について,証拠関係から,原告花子は,同年11月9日の面接において,生活保護を申請する旨の意思を確定的に表示したと認められ,生活保護実施期間が原告花子の申請に回答していないから,審査・応答義務に違反したと認められる。

被告は,原告らから賃料額等に関する証明書が提出されなかったために,住宅扶助を支給しなかったと主張する。確かに,賃貸期間が満了していることや多額の家賃の滞納があったことからすれば,契約状況について確認する必要はあると認められる。しかし,その後家賃額の確認を行った上で住宅扶助を支給しようとするなどの対応がされたことはうかがわれず,亡太郎が家賃を支払う必要があったにもかかわらずこれを被告福祉事務所長がこれを支給する決定をしなかったことに合理的理由はない。したがって,被告福祉事務所長が住宅扶助の支給決定を行わなかったことは,職務上の義務に違反する行為であり,少なくともこの点について過失が認められる。

このように,原告らは,なんら自活可能な状況になったにもかかわらず,職員からの提案により真意に基づかず自活するとの意思を表明するにいたったにすぎないから,被告福祉事務所長は,原告花子,原告梅子の移転及び亡太郎の移転について葛飾区に通知すべきであった。被告福祉事務所長は,職員を監督する立場にあり,面接記録や生活指導記録その他の記録から原告らの生活状況を把握できたことからすれば,通知義務違反について少なくとも過失が認められる。

原告らは,乙山職員から自活を促され,真意に基づかず自活の意思を表明していたところ,自活することを前提として葛飾区で生活保護の相談に行っていないと述べたことは,原告らの生活保護を受ける権利を侵害するものである。また,当時の原告らの生活状況及び上記の乙山職員の供述からすると,原告らの意思の表明が真意に基づかないことは,乙山職員も知っていたか,又は知らなかったことに過失があると認められるので,乙山職員には,職務上の義務に違反したことについて少なくとも過失がある。

#### (26)横浜地判平成25年3月6日 判例時報2195号10頁

平成24年(行ウ)第59号 公文書公開決定処分取消請求事件(認容・控訴後取下確定)

前市長が情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に対し一部(「土地有償譲渡届出書のうち譲渡予定価額欄の土地及び合計の各項目」)非開示の原決定をし,かつ,原決定に対する異議申立に対する棄却決定をした後,現市長が市議会による非公開部分の公開を求める請願の採択を契機とし,その公益に基づく裁量的開示処分(同市条例8条)として,非公開部分を公開する旨の決定をしたことから,それが行政行為の撤回としての適法要件を欠くか否かが争点となった事案。

裁判所は,行政行為の撤回についての適法要件を説示した上,異議申立棄却決定が原告(個人)の個人情報(プライバシーの権利及び平穏な生活を送る利益)及び不動産業者に関する競争上の地位その他正当な利益を保護することを目的とするものであるから,同棄却決定の撤回は,後発の事情により,本件非公開部分を公開する何らかの公益上の必要性が発生又は増大し,他方,原告及び不動産業者の前記権利ないし利益保護の必要性が減少するなどして,前者が後者を上回り,前者を優先させるべき状況となったという場合でなければ,処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱する違法なものというべきであるとし,現市長による判断の変更の実質は,異議申立棄却決定時に既に生じていた事情を

基礎とする公益性の強弱に関する評価を政治状況の変化に合わせて変更したに過ぎないもので、これを理由に同決定の撤回を法的に許容し、利害関係人の権利等の侵害を看過するときには、行政行為に対する市民の信頼ないし法的安定性が損なわれることは明らかで、撤回の適法要件としての後発的事情として考慮されるべきものではない、

私人間の売買では目的物の価格を一般人が具体的に推知することは困難であるところ、本件文書が公開されれば売買代金総額ひいては原告の資産状況を具体的に推知できることとなり、原告がその資産に関するプライバシーの権利を侵害され、不動産業者が競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあることにいささかの变化もないことは明らかで、近隣住民による建築反対運動の存在等に照らせば原告及びその妻の生活の平穩が脅かされるおそれがないとはいえない、などの事情から、処分行政庁の裁量逸脱・違法性を認め、原告の請求を認容した。

## 【社会法】

### (27)東京高判平成25年7月18日 判例時報2196号129頁

平成25年(ネ)第2937号・第3561号 地位確認等請求控訴,同附帯控訴事件(控訴・附帯控訴棄却(確定))

1 郵便事業株式会社(以下、郵便事業社)の従業員である被控訴人が、酒気帯び運転により物損事故を起こして現場から逃走し、同日、逮捕され罰金刑に処せられたことを理由とする控訴人による本件懲戒解雇は有効である。

2 しかしながら、郵便事業社における退職金は、賃金の後払的な意味合いが強いというべきであるから、懲戒解雇されたことのみを理由として直ちに退職金を支給しないといった措置を採ることは許されず、労働者の行った非違行為によってそれまでの永年の勤続の功が抹消されるといえるような場合には、退職金を支給しないことができるものの、それまでの永年の勤続の功が抹消されるとまではいえない場合には、労働者の行った非違行為によってそれまでの永年の勤続の功が減殺される程度に応じて、退職金を減額することができるにすぎないというべきであり、社員就業規則77条1項1号や退職手当規程13条1項もそのような趣旨に解釈するのが相当である。そうすると、社員就業規則77条1項1号や退職手当規程13条1項において退職金の不支給の例外が明示的に定められておらず、また、郵便事業社において過去に懲戒解雇された者に対して退職金が支払われた例がなかったとしても、被控訴人が控訴人に対し退職金を請求することができないとはいえない。

そして、次の事情に照らすと、本件非違行為が被控訴人のそれまでの永年の勤続の功を抹消するほどの重大な不信行為であるとまではいえない。

本件非違行為は、一般会社からも強く指弾されるべき反社会的行為であるが、業務外のものであって、本件酒気帯び運転に対しては罰金刑が科されたにすぎず、交通事故は物損事故であり、物損事故の被害者に対しては、被控訴人が加入する共済から39万9943円が支払われ民事責任については解決している。仮に、本件非違行為が複数の新聞やテレビによって報道されることにより、地域の顧客が郵便事業社に対して不信感を抱き、予約していた年賀葉書の購入を断ったり、郵便事業社の従業員に対し批判や皮肉を言ったりしたことがあったとしても、これらのことは一時的なものにすぎないと考えられる上、これらのことにより郵便事業社に現実的な信用上及び営業上の損害が発生したことを認めるに足りる証拠はない。

よって、当裁判所は、被控訴人の控訴人に対する予備的請求は、400万円及びこれに対する平成23年6月16日から支払済みまで商事法定利率6%の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があると判断する。

### (28)東地判平成22年6月23日 判例タイムズ1392号129頁

平成16年(ワ)第23462号 不当利得返還請求事件(一部認容・確定)

電池メーカーであるYらに対し指名競争入札又は一般競争入札の方法により自衛隊専用電池の製造請負を発注し納入を受けたX(国)が、Yらに対し、本件契約は談合に基づくものであるから無効であり、支払済み請負代金が不当利得に当たると主張して、製品価格相当額を控除した残額の返還を求めた事案において、本判決は、独禁法3条に違反する契約の私法上の効力については、同条が強行法規であることから直ちに無効であるとはいえず、当該契約が公序良俗に反する場合に民法90条によって無効となるとしたうえで、本件では社会的に強い非難に値する談合行為の結果に基づきこれを実現するために締結された契約であるから公序に反し無効であると判断し、本件談合に対しては、陸上自衛隊担当官の関与が否定できないが、Yらによる談合行為は自らの意思により計画的に行われたもので、その態様も組織的、計画的かつ悪質なものであったから、XのYらに対する代金の支払いが不法原因給付に当たるとはいえないとし、契約代金額と電池の時価相当額の差額分につき不当利得返還請求を認めた。

### (29)大阪地判平成24年9月13日 判例タイムズ1392号304頁

平成22年(ワ)第6028号 特許権侵害差止等請求事件(請求棄却・控訴)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120928150231.pdf>

発明の名称を「電子プレーカ」とする特許の特許権を有する原告が、特許権侵害を理由に被告製品の製造販売等の差止め等を請求した事案において、原告は、これに併せて電気用品安全法所定の検査を受けていない被告製品につ

き、PSE表示の付されたものを販売したことが不正競争防止法2条1項13号の品質等誤認惹起行為に当たるとして損害賠償請求をした。この点、本判決は、特許権侵害を理由とした請求については、被告製品は原告の有する特許の技術的範囲に属しておらず理由がないとしたうえで、PSE表示の点について、同表示は、電気用品安全法所定の適合性検査を経た特定電気用品についてのみ付することができる表示であり、不正競争防止法2条1項13号所定の「品質」についての表示に当たるとし、型式変更時に再検査を経ないままPSE表示を付した被告製品を販売したことは、品質等誤認惹起行為に該当するとしたが、本件ではPSE表示が被告製品に小さく表示されるにとどまり、広告・宣伝において、これに言及した等の事実もみとめられず、PSE表示によって被告製品に対する需要が喚起されたとはいえないとして、損害の発生を否定した。

### (30) 京都地判平成25年1月29日 判例時報2194号151頁

平成22年(ワ)2953号 懲戒解雇処分無効確認請求事件(棄却(控訴))

Yが設置する乙大学の特任教授XがYから他大の大学院生Aに対する性的関係の強要などを理由に懲戒解雇されたことについて、Aとの関係は合意に基づくものであり事実誤認に基づく懲戒解雇は違法、無効であり、懲戒解雇によって精神的苦痛を被ったとしてYに対し労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに、不法行為に基づき慰謝料の支払を求めた。

本判決は、多数の電子メールからAとXとの性的関係がAの意に反するものであったとは認定できないと判断しYによる懲戒解雇は無効であると判示した(ただし、Xの雇用期間が口頭弁論終結時において終了していたため地位確認請求については棄却した)。他方、無効な懲戒解雇による不法行為を理由とする損害賠償請求については、使用者が事実認定を誤って懲戒解雇したがそれが無効であったときは原則として不法行為責任を負うべきであるが、使用者が事案の性質に照らし十分な調査を行ないその結果認定を誤った場合には、当該事実誤認をしてもやむを得ないといえる特段の事情があれば過失は否定されると解すべきとし、本件ではAの申告内容や供述を不合理であるとして直ちに排斥できるものではない等特段の事情を認めることができると判断し過失を否定し損害賠償請求を棄却した。

### (31) 横浜地判平成25年2月28日 金法1980号153頁

平成24年(わ)第1250号、第1395号 金融商品取引法違反被告事件〔有罪〕

本件は、被告人が、金融商品取引法167条1項4号が規定する公開買付者等関係者である証券会社の執行役員Aから上場会社3社に係る公開買付の実施に関する事実の伝達を受け、当該事実を知って当該上場会社3社の株券をその公表前に買い付けたため、Aとの共謀によるインサイダー取引であるとして起訴された事案である。

本判決は、共同正犯が成立するためには、意思疎通行為のほか、共犯者が自己の犯罪を犯したといえる程度にその遂行に重要な役割を果たすことが必要であり、本件のような経済犯罪において、この正犯性の要件を判断するにあたっては、取引を実行する判断を誰が行ったか、取引による損益が誰に帰属するかという観点からの検討が重要であるとの判断を示した。その上で、Aは買付に関する判断やその損益の帰属には一切関与しておらず、被告人にもたらされたインサイダー情報も近々TOBまたはMBOが行われるといった程度の概括的なものにとどまっており、被告人の裁量的判断を入れる余地のないほど具体的なものではないため、Aが自己の犯罪を犯したといえる程度に、その遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとし、被告人とAとの間の共謀の成立を否定した。但し、裁判所から、検察官に対して、被告人を公開買付者等関係者とするインサイダー取引規制違反ではなく、情報受領者(同法167条3項)とする内容での訴因変更の勧告があり、検察官が当該勧告に沿って訴因変更請求をしたため、被告人には同法167条3項の罪の成立が認められた。

## 【紹介済み判例】

知財高判平成23年12月8日 判例タイムズ1392号290頁

平成23年(ネ)第10049号特許権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111212120351.pdf>

法務速報128号13番にて紹介済

東京高判平成24年5月31日 金法1981号97頁

平成24年(ネ)第1209号 不当利得返還等請求控訴事件〔原判決取消・請求認容〕

法務速報136号17番で紹介済

東地決平成24年11月28日 判例タイムズ1392号359頁

平成24年(モ)第80036号裁判所書記官の処分に対する異議申立事件(申立却下・確定)

法務速報149号19番にて紹介済

大阪地決平成25年1月31日 判例タイムズ1392号248頁

平成22年(ヒ)第54号 株式売買価格決定申立事件(甲事件),平成22年(ヒ)第62号 株式売買価格決定申立事件(乙事件)(一部認容・抗告)

法務速報 148号8番にて紹介済

東高判平成25年3月28日 判例タイムズ1392号315頁

平成24年(ネ)第5480号 消費者契約法12条に基づく差止請求控訴事件(控訴棄却・確定)

法務速報149号7番にて紹介済

最一判平成25年4月11日 判例時報2195号16頁

平成22年(受)第1983号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判例速報144号5番で紹介済

最一判平成25年4月11日 判例タイムズ1392号61頁

平成22年(受)第1983号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130411110744.pdf>

法務速報144号5番にて紹介済

東高決平成25年4月16日 判例タイムズ1392号340頁

平成25年(ラ)第516号 不動産引渡命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)

法務速報150号5番で紹介済

知財高判平成25年4月18日 判例時報2194号105頁

平成24年(ネ)10076号 出版差止等請求控訴事件 変更(上告・上告受理申立て)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130501102626.pdf>

法務速報145号12番で紹介済

最三決平成25年4月19日 判例時報2194号13頁

平成25年(行フ)2号 文書提出命令申立て一部認容決定に対する許可抗告事件 破棄自判

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130422160241.pdf>

法務速報145号16番で紹介済

最三決平成25年4月19日 判例タイムズ1392号64頁

平成25年(行フ)第2号 文書提出命令申立て一部認容決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130422160241.pdf>

法務速報145号16番にて紹介済

最一判平成25年6月6日 判例タイムズ1392号57頁

平成23年(受)第2183号 年次有給休暇請求権存在確認等請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606150405.pdf>

法務速報146号19番にて紹介済

最三決平成25年6月18日 判例タイムズ1392号74頁

平成23年(あ)第2032号 業務上過失傷害被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130621094050.pdf>

法務速報146号16番にて紹介済

東京地判 平成25年9月27日 裁判所HP

平成23年(ワ)第10370号 商標権移転登録抹消登録請求事件(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131002112351.pdf>

法務速報150号13番で紹介済

東京地判 平成25年9月30日 裁判所HP

平成24年(ワ)第33525号 著作権侵害差止等請求事件(容認)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131001115316.pdf>

法務速報150号16番で紹介済



## 2. 平成25年(2013年)11月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 185 2

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律  
・・・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置を推進するための特定地域計画制度の創設,タクシー運転者登録制度の拡充等について定めた法律

・衆法 185 5

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律  
・・・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定,南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成,津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めた法律

・衆法 185 6

国会職員の配偶者同行休業に関する法律

・・・外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため,国会職員について配偶者同行休業の制度を設けることを定めた法律

・衆法 185 7

首都直下地震対策特別措置法

・・・首都直下地震緊急対策区域の指定,緊急対策推進基本計画の作成,首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定,地方緊急対策実施計画の作成等を定めた法律

・閣法 183 52

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

・・・悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等について定めた法律

・閣法 183 63

自衛隊法の一部を改正する法律

・・・外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲の拡大,外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が防護のためやむを得ない場合に武器を使用できること等を定めた法律

・閣法 183 73

薬事法等の一部を改正する法律

・・・最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設,医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大,再生医療等製品の条件,期限付承認制度の創設等について定めた法律

・閣法 183 74

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

・・・再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保,生命倫理への配慮に関する措置,特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めた法律

・閣法 185 1

電気事業法の一部を改正する法律

・・・電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設,電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るための託送制度の見直し等について定めた法律

閣法 185 4

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

・・・海賊多発海域における航行の安全を確保するため,国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶におい

て小銃を用いた警備を実施することができること等の措置を定めた法律

閣法 185 8

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

・・・農林漁業の健全な発展と再生可能エネルギー電気の発電について、主務大臣による基本方針の策定、設備整備計画に従って行う事業についての農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例、農林地所有権移転等促進事業等について定めた法律

閣法 185 10

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律

・・・外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について配偶者同行休業の制度を定めた法律

閣法 185 11

地方公務員法の一部を改正する法律

・・・外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を定めた法律

閣法 185 13

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律

・・・社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計・漁船再保険・漁業共済保険特別会計の統合、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置の廃止等について定めた法律

閣法 185 16

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律

・・・独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、独立行政法人原子力安全基盤機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこと等を定めた法律

## 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

倉田卓次/宮原守男 編集代表 新日本法規 594頁 5,250円  
2014年 交通事故損害賠償必携 資料編

小林和子/太田大三 編著 民事法研究会 309頁 3,360円  
複数契約の理論と実務

藤井 篤 著 日本加除出版 日本加除出版 181頁 1,890円  
弁護士の仕事術 不動産事件 処理の基本

齊藤広子/篠原みち子/鎌野邦樹 著 日本加除出版 304頁 2,940円  
新・マンション管理の実務と法律 高齢化,老朽化,耐震改修,建替えなんか怖くない!

有斐閣 128頁 1,399円

ジュリスト No.1460/2013年11月号 特集・平成25年金商法・銀行法等改正

明石一秀/大塚和成/松嶋隆弘/吉見 聡 編著 税務経理協会 421頁 3,990円  
非公開化の法務・税務

## 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

細田 進/島野哲郎 著 日本加除出版 309頁 3,150円

Q&A 都市再開発の登記実務と記載例

上田智司 著 法学書院 207頁 1,785円

医療事故の法律相談Q&A

浅井 隆/小山博章/中山達夫 共著 日本法令 207頁 2,205円

リスクを回避する 労働条件ごとの不利益変更の手法と実務

中澤佑一 著 中央経済社 200頁 2,520円

インターネットにおける 誹謗中傷 法的対策マニュアル

弁護士業務改革委員会 編著 第一法規 181頁 2,625円

法律家のためのスマートフォン活用術

## 発刊書籍<解説>

「弁護士の仕事術 不動産事件 処理の基本」

専門的な知見をどうやって身につけるか,土地の売買にまつわる問題,建物の売買にまつわる問題,土地の境界,道路にまつわる問題などが,新人弁護士向けに解説された本である。

「インターネットにおける 誹謗中傷 法的対策マニュアル」

法的根拠における基本として,削除請求,発信者の特定,発信者特定後の発信者に対する権利行使,対策マニュアルとして,ウェブページの証拠化と証拠の保存,サイト管理者に対する請求,アクセスプロバイダに対する請求が解説されている。また各種書式も掲載されている。

